

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
室浜1地区	室浜地区	集団移転促進事業	住宅地	3.2ha	1.9ha	-	-	釜石市	H24 H26	152人 (79世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	面積4.1ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、152人（79世帯）、移転跡地：漁業関連施設用地
根浜1地区	根浜地区	集団移転促進事業	住宅地	2.9ha 2.3ha	1.5ha	-	-	釜石市	H24 H26 H28	100人 112人 (48世帯) (43世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域内	面積13.6ha、非線引き都市計画2.6ha区域の用途地域内、100人（48世帯）135 52帯）、移転跡地：観光レクリエーション用地
箱崎1地区	箱崎地区	集団移転促進事業	住宅地	5.3ha	4.2ha	-	-	釜石市	H24 H26	283人 (105世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	面積8.4ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、283人（105世帯）、移転跡地：漁業関連施設用地、産業施設用地
箱崎白浜1地区	箱崎白浜地区	集団移転促進事業	住宅地	1.9ha	0.9ha	-	-	釜石市	H24 H26	81人 (30世帯)	都市計画区域外	面積2.0ha、都市計画区域外、81人（30世帯）、移転跡地：漁業関連施設用地
桑ノ浜1地区	桑ノ浜地区	集団移転促進事業	住宅地	0.9ha 1.4ha	0.3ha	-	-	釜石市	H24 H26	62人 90人 (29世帯) (36世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	面積1.7ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、62人（29世帯）90 36帯）、移転跡地：漁業関連施設用地
両石1地区	両石地区	集団移転促進事業	住宅地	2.3ha	0.1ha	-	-	釜石市	H24 H26	220人 (110世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	面積4.5ha、非線引き都市計画区域の用途地域外、220人（110世帯）、移転跡地：産業施設用地

花露辺1地区	花露辺地区	集団移転促進事業	住宅地	0.2ha	0.1ha	-	-	釜石市	H24 H25	37人 (13世帯)	都市計画区域外	面積1.4ha、都市計画区域外、47人(17世帯)、移転跡地：漁業関連施設用地
本郷1地区	本郷地区	集団移転促進事業	住宅地	<u>1.0ha</u> 1.2ha	0.4ha	-	-	釜石市	H24 H26	91人 (33世帯)	都市計画区域外	面積4.9ha、都市計画区域外、104人(38世帯)、移転跡地：農用地、漁業関連施設用地
荒川1地区	荒川地区	集団移転促進事業	住宅地	1.1ha	<u>0.1ha</u>	<u>0.1ha</u>	-	釜石市	H24 H26	<u>52人</u> (19世帯)	都市計画区域外	面積5.2ha、都市計画区域外、52人(19世帯)、移転跡地：農用地等
室浜2地区	室浜地区	その他施設の整備に関する事業	道路	<u>3.8ha</u>	<u>0.8ha</u>	-	-	釜石市	H24 H26	-	非線引き都市計画区域の用途地域外	-
桑ノ浜2地区	桑ノ浜地区	その他施設の整備に関する事業	道路	3.2ha	0.2ha	-	-	釜石市	H24 H25	-	非線引き都市計画区域の用途地域外	-
佐須1地区	佐須地区	その他施設の整備に関する事業	住宅地	1.3ha	0.1ha	-	-	釜石市	H24 H25	28人 (11世帯)	都市計画区域外	面積3.3ha、都市計画区域外、102人(26世帯)、移転跡地：農用地、漁業関連施設用地
花露辺2地区	花露辺地区	その他施設の整備に関する事業	道路	1.7ha	0.1ha	-	-	釜石市	H24 H25	-	都市計画区域外	-
計				<u>28.8ha</u> 13.6ha	<u>10.7ha</u> 2.8ha	<u>0.1ha</u>	-			<u>1106人</u> 578人 (477世帯) (246世帯)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第 46 条第 2 項第 4 号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（ 、 、 …）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。